

(三) 通知書

大正十二年拾二月九日午後七時半桑名組清水氏ノ手ヲ經テ
覺書ヲ提出スルコト左ノ如シ

一 解雇手当ノ件

イ 臨時雇入ニ對スル件ハ手当ヲ支給セズ

ロ 日數二十日以上參ケ月未滿ハ日給ノ四日分ヲ支給ス

ハ 三ヶ月以上六ヶ月未滿ハ日給ノ八日分ヲ支給ス

ニ 六ヶ月以上一ヶ年未滿ハ日給ノ十五日分ヲ支給ス

ホ 一ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増スコトニ日給ノ一日分ヲ追加支給ス

二 公傷手当ノ件

イ 公傷手当ハ後末ノ習慣ニ依ル

三 臨時休業

一日以上三日以内 日給全額

四日以上七日以内 日給ノ四分ノ三

八日以上十五日以内 日給ノ半額

十六日以上三十日以内 日給ノ三命ノ一

三十日以上ハ臨時之ヲ定ム

四 時間ノ件

後末ノ制度ニ依リ五場ノ都合トス

五 定期昇給及年末賞與ノ件

イ 定期昇給 毎月及八月 年二回

ロ 年末賞與 毎年十二月

但イロ共ニ最低額ヲ定メズ技術ノ優劣及勤怠ノ

異ヲ考慮シテ之ヲ行フ

六 爭議ニ關スル犧牲者ハ之ヲ出サス

七 自己退職ニ依ル場合ハ正当ナル事由存スル時ハ協議ノ上

之ヲ決ス

以上

附帶條件

一 前記覺書七ヶ條兼認ノ上ハ未ル十二月十二日午前九時

ニ入場セラレタシ

二 未ル十二月十二日午前九時迄ニ入場セサル場合ハ自己退

職ト見做シ無条件解雇トス

三 入場者ニ對シテハ十二月四日ヨリ十二月十二日迄日給半